

協会けんぽやまなし

70歳未満の方で、月々の外来診療の医療費が高額になりそうなとき
入院予定があるとき

限度額適用認定証をご利用ください

70歳未満の方が、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口健康保険証と併せて提示すると、1ヶ月（1日から末日）の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

70歳以上の方は「高齢受給者証」の提示をすると窓口負担が自己負担限度額までとなります。70歳以上の方の自己負担限度額については、業務グループ（☎055-220-7752）までお問い合わせください。

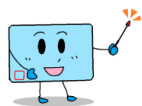
被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※2
① 区分ア (標準報酬月額 83 万円以上の方)	252,600 円 + (総医療費※1 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
② 区分イ (標準報酬月額 53 万円～79 万円の方)	167,400 円 + (総医療費※1 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
③ 区分ウ (標準報酬月額 28 万円～50 万円の方)	80,100 円 + (総医療費※1 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
④ 区分エ (標準報酬月額 26 万円以下の方)	57,600 円	44,400 円
⑤ 区分オ (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400 円	24,600 円

※1 総医療費とは保険適用される診療医療の総額（10割）です。

※2 自己負担限度額以上の医療費がかかることが直近1年間に3回以上あった場合、4回目からは“多数該当”となり、自己負担限度額が軽減されます。ただし、該当月以前の1年間の途中で転院した場合など、医療機関で“多数該当”に該当していることが確認できなかった場合は、お手数でも別途高額療養費の請求をしていただくことになります。

限度額適用認定証をご利用いただくには手続きが必要です。

入院・外来診療等で高額な医療費を支払う予定がある場合など、お早めに申請手続きをお願いします。



～ 限度額適用認定証の発行までの流れ ～

① 「健康保険限度額適用認定申請書」を協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。

② 限度額適用認定証が交付されます。

③ 保険証と併せて限度額適用認定証を提示します。



1 週間 程度

窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。



「生活習慣病予防健診」をご利用いただく際のポイント

協会けんぽ加入者の皆さまには、「生活習慣病予防健診（以下、健診）」をご利用いただきましてありがとうございます。

健診をご利用いただく際には、下記についてご注意くださいお早めにお申し込みください。

1. 予約をする

ご予約の際、「協会けんぽの補助を利用したい」旨、健診機関にお伝えください。

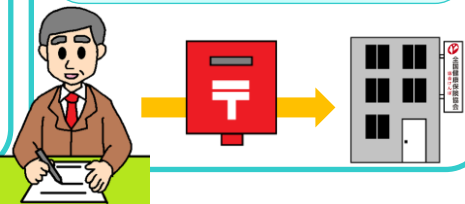
ご予約をいただきませんと、希望日に受診できない場合がございます。



2. 申込書の記入

- 申込書には、健診補助対象者で、受診を希望される方のみご記入ください。
- 健診を受ける健診機関名と健診機関コードを必ずご確認ください。

補助対象者以外の方のお名前が記入されている場合や、健診機関名と機関コードの相違等がありましたら、ご担当者様あてにご連絡させていただきます。



3. 申込書の郵送

ご予約後、ご記入いただいた申込書を協会けんぽへお送りください。

申込書を協会けんぽあてに提出いただきませんと、補助を受けることができない場合がございます。

詳しくは、3月下旬に緑色の封筒で事業所さまへお送りしました「健康診断のご案内」をご覧ください。

人間ドックの補助について

協会けんぽでは、人間ドックの補助は行っていませんが、人間ドックをご希望の場合、生活習慣病予防健診をお申込みいただき、追加したい健診項目（オプション検査（全額自己負担））と併せて受診できる場合がございます。

健診予約の際に、各健診実施機関へお問い合わせください。

健診日の変更について

健診機関に変更がなく、**健診を受ける日のみ変更**の場合は、協会けんぽへの連絡は必要ございません。

（健診機関を変更される場合は、再度申込書の提出をお願いします。）

協会けんぽでは、年度内（平成29年4月～平成30年3月）に一度、健康診断にかかる費用の補助をさせていただきます。年に一度は健康診断を受診し、健康状態のチェックにお役立てください。さらに受診後には保健師等による「健康相談（保健指導）」を無料で実施しています。協会けんぽより、「健康相談（保健指導）」のご案内がありましたらぜひご利用ください。

